第二十一条を第二十九条とし、第二十条を第二十八条とし、第三章第二節中第十九条を第二十七条とし、第十八条を第二十六条とし、第十七条を第二十五条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（設立の認可等）」を付する。

第十五条中「又は」を「、廃炉又は」に改め、同条を第二十三条とし、第三章第一節中第十四条を第二十二条とし、第十三条を第二十一条とする。

第十二条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条を第二十条とし、第十一条を第十九条とする。

第十条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「業務」を「業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務」に改め、同条を第十八条とする。

第三章の章名中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同章を第四章とする。

第九条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「及び」を「及び前条第一項の」に改め、第二章第二節中同条を第十条とする。

第八条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第二項中「延滞金」を「前項の延滞金」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、第二章第一節中同条を第九条とする。

第七条の見出しを「（再処理等拠出金の納付等）」に改め、同条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第六項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条第八項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四十五条第一項前段」を「第五十四条第一項前段」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（再処理等拠出金）」に改め、同条第一項中「第四十一条各号」を「第四十九条第一号及び第二号」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、「この章」の下に「及び次章」を、「の業務」の下に「並びにこれらに附帯する機構の業務」を加え、「第七条第一項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の額」を「（以下「再処理等拠出金」という。）の額」に改め、同条第六項中「機構の業務」を「再処理等業務」に改め、同条を第五条とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章　再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節　再処理等拠出金の納付

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節　廃炉拠出金の納付

（廃炉拠出金）

第十一条　実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務（第四十九条第三号から第七号までに掲げる機構の業務及びこれらに附帯する機構の業務をいう。以下同じ。）に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2　前項の拠出金（以下「廃炉拠出金」という。）の額は、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額（機構ごとに、実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき廃炉拠出金の額の総額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に拠出金率（機構ごとに、廃炉拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て実用発電用原子炉設置者等ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

3　廃炉拠出金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

一　各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らし、各年度における廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二　各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

4　拠出金率は、各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

5　機構は、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

6　機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

7　機構は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九の二第六項（同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。）又は次条第三項の規定による通知を受けたときは、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更しなければならない。

8　経済産業大臣は、廃炉推進業務の実施の状況、各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電用原子炉の運転に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の変更をすべきことを命ずることができる。

（機構の名称等の届出）

第十二条　実用発電用原子炉設置者等は、その実用発電用原子炉設置者等となった日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により廃炉拠出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　実用発電用原子炉設置者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　その設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。

二　その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。次号において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたとき。

四　その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について原子炉等規制法第六十四条の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

（変更）

第十三条　実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。